

三宅町公共下水道整備対策基金条例の全部を改正する条例の制定について

三宅町公共下水道整備対策基金条例（昭和60年9月三宅町条例第19号）の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年 3月 6日提出

三宅町長 森 田 浩 司

三宅町公共下水道事業基金条例

三宅町公共下水道整備対策基金条例（昭和60年9月三宅町条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 三宅町公共下水道事業の健全かつ円滑な運営を図るため、三宅町公共下水道事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 基金として積み立てる額は、公共下水道特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、公共下水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。